

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

令和元年9月27日 午後2時00分 開議

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	渡 辺 時 行
委 員	戸 苺 恵 理 子

説明のための出席者

教育部長	原 田 潔
教育部次長兼生涯学習課長	前 田 清 彦
教育部次長兼学校教育課長	河 原 克 明
教育部次長兼中央図書館長	近 藤 慎 一
庶務課長	酒 井 保 吏
学校教育課主幹	小 林 和 弘
生涯学習課長	林 弘 之
スポーツ課長	戸 苺 憲 司
学校給食課長	牧 平 行 史

教育長が指定した事務局職員

主 事	鳥 居 政 治
主 事	柴 田 訓 代

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第28号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第3 第29号議案 令和2年度教職員定期人事異動方針について（非公開）
- 第4 第30号議案 豊川市文化財保護審議会への諮問事項について
- 第5 第31号議案 豊川市教育委員会傍聴規則の一部改正について
- 第6 その他報告 令和元年9月定例市議会における教育問題について
- 第7 その他報告 第2期豊川市スポーツ振興計画（仮称）について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、菅沼・渡辺両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「高本教育長」 続きまして、日程第2、第28号議案「教職員の任用について」を議題といたしますが、本案及び次の議案、日程第3、第29号議案「令和2年度教職員定期人事異動方針について」は、職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、第28号議案及び第29号議案は非公開で行います。それでは、日程第2、第28号議案「教職員の任用について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「河原教育部次長」 第28号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は職員の人事に関わるため非開示)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第2、第28号議案「教職員の任用について」は、原案のとおり可決されました。

「高本教育長」 続いて非公開で行います。日程第3、第29号議案「令和2年度教職員定期人事異動方針について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「河原教育部次長」 第29号議案「令和2年度教職員定期人事異動方針について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は職員の人事に関わるため非開示)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第3、第29号議案「令和2年度教職員定期人事異動方針について」は、ただ今の原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第4、第30号議案「豊川市文化財保護審議会への諮問事項について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします

「林生涯学習課長」 第30号議案「豊川市文化財保護審議会への諮問事項について」資料に基づき説明。

(1) 天然記念物の指定解除について(安養寺のクロガネモチ)

(2) 史跡指定地の一部指定解除について(菟足神社貝塚)

「高本教育長」 ただ今の2点について、文化財保護審議会へ諮問をしてよろしいか

という内容でした。どちらも指定解除という事で、その理由について丁寧にご説明をいただきましたので、十分お分かりいただけたのではないかと思います。何かご質問がありましたらお願いします。

「渡辺委員」 菟足神社貝塚の指定解除については分かりましたが、寄付の申し出があった部分の土地はどの範囲なのでしょう。

「林生涯学習課長」 寄付の申し出がありましたのは、14ページの図で言いますと、指定解除部分も含めまして、その南側の筆で5-1、5-2、5-3、3-23、3-24の部分です。

「渡辺委員」 指定解除されても、その部分を寄付されるということですか。

「林生涯学習課長」 申し訳ございません。斜線は指定解除しますので、そちらは寄付ではなくなります。

「前田教育部次長」 当初の相談では斜線の部分も寄付の話があったのですが、検討していく中で斜線部分が外れました。

「菅沼委員」 斜線以外は寄付していただくということですね。

「林生涯学習課長」 はい、そうです。

「高本教育長」 他にありますでしょうか。

「菅沼委員」 貝塚があったということは、あまり調査研究が行われてこなかったのですか。豊川市として発掘調査をしていなかったということでしょうか。貝塚は、文献などで分かることもあるかもしれませんが、発掘しないと分からないですね。

「林生涯学習課長」 現地に行くと、もの凄く貝が広がっていますので、見るからに貝塚だというのが分かりますし、縄文時代晩期の土器や人骨も結構収集できるような状況です。過去から研究はされていましたが、本格的な発掘調査は行われていませんでした。

「菅沼委員」 神社の部分を指定解除しない部分は、ここには貝塚があるだろうということですか。

「林生涯学習課長」 ここは掘っておらず、あるかどうか分かりませんので、指定解除する理由が今のところありません。

「菅沼委員」 解除するところは完全に貝塚が無いということですね。

「林生涯学習課長」 はい。

「高本教育長」 指定するにも解除するにも大変ですね。他にはよろしいでしょうか。特になければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第4、第30号議案「豊川市文化財保護審議会への諮問事項について」は、原案のとおり可決されました。今後、11月の保護審議会にて審議され、その答申を受けて12月の教育委員会に再度議案として提出される流れとなります。

「高本教育長」 続きまして、日程第5、第31号議案「豊川市教育委員会傍聴規則の一部改正について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「酒井庶務課長」 第31号議案「豊川市教育委員会傍聴規則の一部改正について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 庶務課長から詳しく説明していただいた通り、個人情報保護の観点による一部改正ということです。ただ今の提案につきまして、何かご質疑がありましたらお願いします。

「菅沼委員」 今までは年齢を記入しなくてはいけなかったということですね。傍聴するうえで規則上、年齢制限はありませんか。

「酒井庶務課長」 規則上の年齢制限はありません。

「菅沼委員」 それでは年齢を書く必要はありませんね。

「高本教育長」 他にはよろしいでしょうか。それでは採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第5、第31号議案「豊川市教育委員会傍聴規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。令和元年10月1日から施行となります。

「高本教育長」 続いて、日程第6、その他報告「令和元年9月定例会市議会における教育問題について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「原田教育部長」 その他報告「令和元年9月定例会市議会における教育問題について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 13人からの質問の内、教育委員会が10人ということで非常に多くの議員から質問がありました。ただ今の説明について、ご質疑がありましたらお願いします。

「林委員」 29ページの星川議員の質問に関してですが、外国籍の子どもに対する小中学校の取り組みについて、これを読んでも分かるように本当に小中学校の子どもに対してはかなり手厚い支援を行っている事が分かります。一番の問題は、中学を卒業してからどのような支援をしているかという事だと思います。これは教育委員会サイドよりも、市長部局の方になると思うのですが、その辺りはどうなっているのでしょうか。私はこのような質問が出る度に気になります。小中学校では本当に手厚い支援をして、何とか豊川市に溶け込めるように一生懸命やっている。しかし、中学校を卒業すると同時にそれが途切れてしまいます。その先はどうなっているのでしょうか。その辺りを見通して支援していかないと、外国籍の子どもが増えているのですから更に問題が起きてくる気がします。何か市としての方針はあるのでしょうか。

「原田教育部長」 中学卒業後、大人も含めまして外国人の支援については、市長部局で言いますと市民部の市民協働国際課が担当しています。市民協働国際課では多文化共生プランを策定しており、外国人との交流事業や支援についての計画があります。

が、教育の部分では若干心許ないと思っております。数としては一時外国人の方が減りましたが、また徐々に増えてきている状況です。自治体としましては国際交流協会などと協働して対応しておりますけれども、十分でないと言われれば確かにそうかなと思います。今後、より充実が必要なところかと思っておりますが、有効な手立てとしては、なかなかお答えすることが難しいところです。

「林委員」 中学校の校長と話しをすると、やはり外国籍の子どもの進路については頭が痛いと言います。これも10年以上前からずっと続いている事ですが、未だに有効な対策がないですね。どこの市も同じだと思いますが、何とかしていかなければならないと思います。

「高本教育長」 一つの方向性として、現在、豊川市には日本語指導助手が10人いますが、どちらかという初期の日本語対応として生活用語を教えていますので、せめてその内の一人ぐらいは進路についての情報を持って相談出来る方がいると良いと思います。多文化共生という事が言われ出して随分経ちますが、林委員がご質問された背景の一つとして汲み取ったのは、小中学校にいる間は学校がある程度子どもの面倒を見ることが出来るけれども、卒業した後は自分で頑張っていきなさいという世界になっているので、上手く頑張っていける子は良いけれども、社会生活に馴染めない子たちが、これは極端な場合ですが、例えば犯罪やトラブルに関わってしまうような心配があるということだと思います。市民部と教育委員会が連携して、直接の対応は難しいかもしれませんが、一つの方向性を出したり、或いは途中で状況的に迷ったり、困ったりした子が母国語で相談できるような場所を整えていく事も必要ではないかと思いました。他に何かありますでしょうか。

「林委員」 もう1点、木本議員のICT関連の質問についてですが、51ページに教職員の多忙化解消には直接的な効果はないという事を前提にしながら、学校が保有するデータを物理的に持ち出さず安全に自宅で事務作業が出来ると答えています。私は、これは素晴らしい事だと思います。これが実現すれば、時間的な多忙化解消には繋がらないかもしれませんが、先生方の精神的な多忙感解消にかなり繋がっていくと思うのですが、この辺りを進めていく考えはあるのでしょうか。

「酒井庶務課長」 リモートアクセス機能という仕組みは既に実施をしています。希望する先生から申請があれば、庶務課でIDパスワードを交付し、自宅で作業をすることが出来ます。ただ、学校での残業時間は減りますが、自宅で仕事をするということですので、多忙化解消には直接は繋がるものではありません。何か連絡が入って緊急に作業をしなければならないような場合には、自宅からでもIDとパスワードで本市のサーバーの方にアクセスし、保存されているデータ等を活用しながら事務作業が出来るような仕組みになっています。

「林委員」 もうすでに始まっているのですよね。実際に申請している先生はいるのでしょうか。

「河原教育部次長」 昨年まで南部中学校で校長を務めておりましたが、1年間で十数名が申請をして、このシステムを使っています。

「高本教育長」 現行のリモートアクセスで何か制限はあるのでしょうか。こういう作業は自宅では出来ないなどの制限はありますか。

「酒井庶務課長」 校務支援システムにも直接アクセスが出来ますので、基本的に制限はございません。ただ、セキュリティを高めておりますので、自宅のパソコンへデータを保存するようなことは物理的に出来ないようになっています。サーバーで処理しているものを画面に投影して作業するという仕組みになりますので、市にあるサーバーからデータを自分のパソコンに取り込んで作業するものではありません。直接サーバーで作業して、それをディスプレイに表示をさせているだけですので、データの漏洩に対するセキュリティは高いものとなります。

「高本教育長」 取り込んで操作が出来るとなると、ウィルス感染の可能性もありますからね。他にはありますか。

「渡辺委員」 33ページの通学路の安全対策について、文章が分かりにくかったので確認したい箇所があります。中学校区ごとの危険箇所数は東部中学校区の小学校の合計は27か所、南部中学校区は16か所とありますが、これは東部中学校の危険箇所が無いという意味ですか。

「小林学校教育課主幹」 この通学路の安全プログラムは、小学校対象となっています。東部中学校区の小学校の危険箇所の合計という事ですので、中学校の通学路については対象になっていません。

「渡辺委員」 では、南部中学校区についても、小学校の通学路の危険箇所の合計ということですね。もう一つ、訓練情報の伝達時間について、一番時間のかかった学校でも13時40分には受信が出来ているということで、早く出来ているという感じに取られるのですが、実際には20分ぐらいかかっているわけですよね。その遅れた理由などは分かっているのでしょうか。

「小林学校教育課主幹」 遅れた理由は具体的には分かりませんが、普通に36校へダイヤル方式でFAXを送ると半日くらいかかってしまいます。しかし、iFAXという機能を使うと数分で送ることが出来るので、早く出来たというニュアンスの書き方をしています。

「渡辺委員」 機械的に一斉送信をしたとしても、一校ずつ送るような状態ということでしょうか。

「小林学校教育課主幹」 はい。普通にFAXすると一校一校電話をかけて送ることになりますが、iFAX機能を使うととても早いです。

「渡辺委員」 20分という時間が長いのか短いのかという事はありますが、なぜ遅くなったかという所は、一度確認しておいた方が良いと思います。

「高本教育長」 渡辺委員のご意見に関連すると、例えば重要犯罪だったとすると20分は相当大きい時間ですよね。犯人が逃げるとしたら、20分あると相当遠くへ行けますので、この状況は一度確認をお願いします。

「戸荻委員」 プールの廃止に関連して、今年で市民プールが無くなりましたが、プールは穂の国パスポートで小中学生が無料で使用できる施設でした。調べたところ、

蒲郡市と田原市も無料で入れるプールがありませんが、豊橋市や新城市、東栄町、設楽町、豊根村は穂の国パスポートで無料でプールに入れます。豊川市もこれで無くなってしまうので、それに替わるものがあつたら良いと思います。何か一つ、市内の小中学生が気軽に使用できるスポーツ施設を加えていただきたいと思います。

「高本教育長」 プールではなくても、何か豊川市で穂の国パスポートが使える施設があればということですね。

「戸蒔委員」 出来ればプールだと保護者としては嬉しいですけど、限定されてしまいますし、以前にも難しいと言われたように思います。

「高本教育長」 プールではなくても豊川市はこういうスポーツ施設が無料で使えるというように、逆に他市の子が来るぐらいの魅力のある施設があると良いということですね。今後の事になりますが、スポーツ課長からお答えができる範囲でお願いします。

「戸蒔スポーツ課長」 穂の国パスポートで無料になるのは、豊川市では他にプラネタリウムがあります。確かに市民プールが無くなると寂しくなりますが、B&G海洋センターのプールは個人利用が多くて稼働率が高いため、新たに穂の国パスポートを導入すると現在の利用者に多大な影響があるということで導入を控えているところです。今後、穂の国パスポートの対象に出来るような体育施設あれば検討していきたいと思いますが、今のところ想定している施設はない状況です。

「高本教育長」 他にありますでしょうか。よろしいですか。それでは、日程第6、その他報告「令和元年9月定例市議会における教育問題について」の報告は、以上で終了させていただきます。

「高本教育長」 続きまして、日程第7、その他報告「第2期豊川市スポーツ振興計画（仮称）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

「戸蒔スポーツ課長」 その他報告「第2期豊川市スポーツ振興計画（仮称）について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 今後のスケジュールも含め、豊川市スポーツ振興計画の今までの考え方や今後の方向性について説明をいただきました。広範囲にわたりますが、ただ今の説明について、ご質疑がありましたらお願いします。

「戸蒔委員」 第2期豊川市スポーツ振興計画素案の10ページに「するスポーツ」として市民意識調査の結果が出ているのですが、この調査によると週2日程度以上実施している方が約50%程度ですよね。増えているのは良い事ですが、この計画は全ての方々にスポーツをしていただきたいという内容になっているので、今後、普段していない、月に1～3日、年に1～3日程度の方々を伸ばしていかなければならないと思います。この計画の体系に『スポーツ大好き！ みんなが輝く元気なまち とよかわ』という言葉があるのですが、普段やってない方は、ここの理由にも書いてあるのですが、苦手意識がある方もいると思います。そういう方々に「大好き」という言葉が受け入れられるかということ、なかなか厳しいように思います。スポーツをまず好き

になってもらう事が大事だと思いますので、「大好き」の「大」の字が私には重たく感じます。全ての方々にスポーツをしていただくという意味で、このフレーズは、スポーツを好きになろうという雰囲気があると良いと思うのですが、「スポーツ大好き」としてしまると、50%の普段運動している方には受け入れられると思うのですが、普段運動をしていない方々には受け入れ難いのかなと思いますので、もう少し優しい表現になると良いと思います。

「渡辺委員」 関連して、スポーツを親しむ機会がある方が50%以上ということですが、実際にはアンケートを2,000通出した内の回答は800で、4割ですよ。6割の回答がないのですが、その6割の方がどのような方なのか想像するに、あまりスポーツに関心がない方や普段やらない方が予想されます。そう考えると、戸荻委員が言われたように、そういう人もすべて含めて考えると大袈裟というか、もう少し優しい言葉の方が良いのではないかと私も感じました。

「高本教育長」 お二人の委員からご意見をいただきました。私の解釈の仕方が意図と間違いましたら言って下さい。1点は、まずスポーツに親しむ機会の創出のところで、戸荻委員のご意見としては、現状の50.4%を目標値65.0%に持っていくのは、なかなか難しい基準なのではないかという事へ繋がっているように思います。月1回、年1回、全くしていないという人たちの底上げを図らないと65%を達成出来ないで、その辺りをどのような方向性で考えられているのか、あるいは考えられていないとすると、なかなかこの目標値は難しいのではないかというのが1点目です。また、2点目として渡辺委員と共通するところは、スローガンにある『スポーツ大好き!』という言葉が、少し強すぎるのではないかということで、親しむというようなもう少し柔らかい言葉にしてはどうかということでした。この『スポーツ大好き!』という言葉が出てきた背景があれば、それも説明していただくと分かりやすいと思います。

「戸荻スポーツ課長」 今回のアンケート結果から、スポーツが好きな人ほどスポーツをしている、継続しているという事が見えてきました。その特徴を捉えて基本理念を決める際に様々な意見が出ましたが、この理念の部分は第2期スポーツ推進計画を一言で表現するような大切なキーワードになることから、しっかり検討をして『スポーツ大好き!』と敢えてインパクトが残るような言葉にしました。他市町村の計画を参考に柔らかい表現や無難な言葉で、「みんなでやろう」というような言葉もあったのですが、豊川のアンケート結果から「好き」ということを多くの人に伝えていこうという事でこのような言葉にしております。もちろん計画の内容としては、全ての方がスポーツに親しんでいただくことを目指しておりますので、いきなりスポーツをやれと言っても多くの方は付いてこれないということも承知しております。国の第2期スポーツ振興計画では、やらない人達へのアプローチなども研究しております。その結果、行動計画というものが示されております。普段スポーツをやらない人達に対しては、まずテレビを見てもらってスポーツに興味を持ってもらいましょう。そこから自分は体を動かさなくても、応援したり、支えたりというような関わり方もあると

ということが国の方で示されていますので、本市の計画におきましても、やらない人たちへのアプローチはしっかりしていきたいと思えます。一方で、スポーツをやりたい人達にどうやって継続してもらおうかといった視点では、インパクトのある言葉で伝えていきたいという思いがありましたので、敢えてこれを基本理念に掲げております。策定委員会の委員もこの部分は了承をいただいておりますので、スポーツをやらない方々への配慮という面でも市として考えていきますけれども、ご理解いただければと思えます。

「林委員」 私はそれほど『スポーツ大好き！』という言葉にこだわっていません。というのは、スポーツというのは非常に幅が広いですよね。ウォーキングもスポーツですし、これを見ると魚釣りもスポーツに入っています。体を動かせば、それはもうスポーツですから『スポーツ大好き！』でもおかしくないと思えます。むしろ全体の内容が非常にスポーツの持っている楽しさを前面に出していますので、かなり良いものが出来るのではないかと非常に期待をしています。ですから私は『スポーツ大好き！』で良いのではないかと思います。ただ、いくつか問題点を指摘したいと思うのですが、振興計画素案の方の1ページに、スポーツで「人生」が変わる！スポーツで「社会」を変える！これはあまりにも言い過ぎではないかと思います。スポーツで人生が輝く位にさせていただきませんか。それからもう一つ、アンケート調査で確かに子どもの意見も聞いていますし、18歳以上の大人の意見も聞いています。でもスポーツが一番盛んになり、一番関心のある高校生の意見が入っていません。これは非常に気になります。今、世界のスポーツ界はどんどん年齢が低くなって高校生ぐらいが中心になってきていますよね。その中心となるべき高校生の意見がない。これは少し説得力に欠ける部分かと思ってしまうのですが、高校生を外した意図はあるのでしょうか。

「高本教育長」 3点ご意見をいただきました。1点目は、スポーツをどう捉えるかということで、最初に戸荻委員や渡辺委員が言われたスポーツというのは、結構ハードな、ある種の競技レベルのスポーツをイメージすると、確かに「大好き！」となるには相当ハードルが高いように思うのですが、林委員がおっしゃったように、魚釣りやアウトドアキャンプのように体を動かす＝(イコール)スポーツぐらいに捉えれば、少し柔らかくなるのではないかというご意見でした。これについてはコメントいただかなくても良いですが、2点目の人生が変わる、3点目の高校生の意見について、説明をお願いします。

「戸荻スポーツ課長」 まずスポーツの定義について、素案の3ページをお開きください。本計画における生涯スポーツの定義として、ウォーキングやジョギング、散歩、野外活動、レクリエーションなども含むとして定義付けをしております。こちらの定義は、国の第2次基本計画を参考にしております。現行計画においても、このような考え方は少しありましたが、昔ながらの競技スポーツの色合いが強かったため、今回の計画からは、散歩や野外活動、レクリエーションなど身体活動全てをスポーツとして、そういったものを楽しんでやって下さいという内容で進めていきたいと思っております。

ります。スポーツに取り掛かろうとする人にとって、出来るだけハードルを下げるような取組を展開していきたいと思います。2番目のスポーツで人生が変わるといふ部分については、素案の1ページに載せていますが、これは国の第2期スポーツ基本計画を説明している文章になります。スポーツで「人生」が変わる！とか「社会」を変える！といったすごい事が書いてありますが、インパクトのある言葉にして、中身は何だろうと思えるように、敢えて強い言葉を国が使っているのではないかと考えられます。これを本市の計画に載せる必要があるのかという点、それは別の話になると思いますので、林委員のご意見を踏まえながら表現等も考えていきたいと思っています。人生が変わるとか世界とつながるといった部分は、市の計画には直接は反映してはおりませんが、社会を変えるという部分は、地域を支援し連携することによって町が元気になるという意味では、変わるのかもしれないと感じております。3点目の高校生の意見についてですが、市長部局で実施している市民意識調査が同じ市内在住の18歳以上の市民を対象としておりましたので、同じ区切りで実施しました。高校生の意見が入っていないというご意見は、その通りだと思いますので、年齢設定につきましては、また次回以降アンケートを取る際の参考とさせていただきます。一応、無作為抽出をしておりますので、18歳の中には少し高校生の意見も入っているかもしれません。2,000人で年代を均等に平等に割り振っておりますので、それ相応の割合で各年代が入っていることは間違いなく、統計的な信頼はあるものと考えております。

「高本教育長」他にありませんでしょうか。

「戸荻委員」素案の2ページの四角で囲ってある部分に、[1]施策の対象として①から⑥まで書いてあるのですが、ここにぜひファミリーを入れていただきたいです。家族で何かスポーツが出来るように計画を立ててもらえたら良いと思います。やはり小さい子どもがスポーツをするきっかけ作りは親御さんだと思いますので、是非ファミリーも対象にしてもらいたいです。

「高本教育長」その辺りの意図は入っていますか。

「戸荻スポーツ課長」これも説明不足かもしれませんが、2ページに書いてあるスポーツ実施率向上のための行動計画についても、国の計画を紹介しているものになります。もちろん、これを受けて豊川市で親子の取組を積極的にやりましょうという展開は出来ると思いますので、第4章以降の具体的な取組の中には、親子やファミリーなどのキーワードを参考にさせていただいて計画を進めていきたいと思っています。

「高本教育長」是非、ただ今戸荻委員からご意見いただいた視点についても、市の計画に生かしていただきたいと思っています。また、林委員のご意見にも絡みますが、国の計画を受けていくのは大事な事ですけれども、豊川のスポーツへの考え方というのを大事にしていただきたいと思っています。人生が変わるとまでは言わないけれど、これを受けて豊川としては、その人の生涯の中にスポーツをどう取り込んでいくかを模索しますよというような、豊川としての思いを強調していただきたいと思いました。他にありましたらお願いいたします。

「渡辺委員」素案の9ページ、豊川市のこれまでの主な取組の文章の3行目に、3

0年度と比較した参加者数をみるとスポーツフェスティバルは大きく減少していますが、その他の事業はおおむね横ばいか増加していますとあります。下の表を見ると確かにスポーツフェスティバルは減少していますが、このおおむね横ばいとしている事業も、結構減っているものが多いですね。絶対数が少ないと言えばそうかもしれませんが、パーセンテージで言えば水泳大会は60%程となっています。おおむね横ばいという表現を、もう少し考えた方が良いのではないかと思います

「戸荻スポーツ課長」 表現については委員のおっしゃる通りですので、人数だけに捉われず、割合にも着目して文章表現を考えていきたいと思えます。

「高本教育長」 大きな括りにするとなかなか表現が難しいかもしれません。そうかと言って一つ一つ細かくすると、それもまた文章が長くなって分かり辛くなってしまいますので、その辺りのところは今後検討をお願いします。他にはありますでしょうか。今日は素案について多くのご意見をいただきましたが、先程の課長の説明ですと、次は11月の定例会に出されるということです。その段階でもまだ教育委員のご意見等を出す機会がありますか。

「戸荻スポーツ課長」 はい、大丈夫です。

「高本教育長」 11月に更に煮詰まったものが出るということですので、また改めてご意見、ご質問をいただいて、それを受けて修正等を行い、パブコメに入るという流れですね。また素案を読まれて、今日ご意見を出していただかなかった部分でもお気づきの所がありましたら、11月の定例会を待たなくても結構ですので直接スポーツ課の方へ出していただければと思います。それでは、日程第7、その他報告「第2期豊川市スポーツ振興計画（仮称）について」の報告は以上で終了とさせていただきます。

本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

（午後3時40分 閉会）